

「社員ファーストアワード」表彰実施要綱

（目的）

第1条 「社員ファースト企業」からの申請に基づき、特に優れた取組を実践している企業・団体を「社員ファーストアワード」として表彰し、その取組内容を広く周知することにより、県内企業の働き方改革と人材確保を促進することを目的とする。

（対象企業）

第2条 応募の対象は、「社員ファースト企業」宣言制度登録企業とする。

（応募等）

第3条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする企業は、別に定める応募書類を添付して知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項により応募書類の提出があった企業に対し、必要に応じて調査をし、報告または参考資料の提出を求めることができるものとする。

（被表彰者の選定）

第4条 被表彰者は、「社員ファーストアワード」検討会の意見に基づき、知事が選定するものとする。

（県の支援等）

第5条 県は「社員ファーストアワード」に選定された企業に、以下の支援を行う。

- （1）受賞企業紹介動画（県作成）によるPR
- （2）受賞記念品の贈呈
- （3）県制度融資の優遇措置
- （4）「社員ファーストアワード」企業として、県が広く県内企業に広報

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。（一部改正）